

取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買審査)</p> <p>第4条 取引参加者は、次の各号の規定に従い、売買審査を行うものとする。</p> <p>(1) 売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」に掲げる銘柄及び顧客について、当取引所が別に定める抽出基準に従い行うものとする。ただし、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」5に掲げる銘柄及び顧客を除き、<u>次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、適切と認められる抽出基準に変更することができるものとする。</u></p> <p>a <u>対面取引（顧客がインターネット等を利用することによりその顧客の注文が機械的に認識又は処理される取引以外の取引をいう。）について、当取引所が別に定める抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合</u></p> <p>b <u>当取引所が別に定める抽出基準に従い抽出される顧客の数が一般的に適切と評価される売買審査の体制を勘案し過大であり、かつ、当取引所が別に定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、この号本文の規定により抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して、同程度の審査結果が得られると認められる場合</u></p>	<p>(売買審査)</p> <p>第4条 取引参加者は、次の各号の規定に従い、売買審査を行うものとする。</p> <p>(1) 売買審査の対象となる顧客の抽出は、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」に掲げる銘柄及び顧客について、当取引所が別に定める抽出基準に従い行うものとする。ただし、別表「売買審査の対象となる顧客の抽出に関する表」5に掲げる銘柄及び顧客を除き、<u>当該抽出基準によることが過重な経済的負担を必要とする場合その他の当該抽出基準により売買審査を行うことが困難と認められる場合には、当該取引参加者における顧客管理体制等を勘案し、適切と認められる抽出基準に変更することができるものとする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

c 当取引所が別に定める売買管理体制が整備され、当該売買管理体制に関する一定の実効性が確保されることにより、適切な審査結果が得られると認められる場合

(削る)

(2) 前号の規定により抽出された顧客が行った取引については、当取引所が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて売買審査を行うものとする。ただし、同号cに該当する場合には、適切と認められる分析に係る項目について売買審査を行うことができるものとする。

(削る)

(削る)

(新設)

(2) 前号ただし書の規定にかかわらず、非対面取引(顧客がインターネット等を利用することによりその顧客の注文が機械的に認識又は処理される取引をいう。以下同じ。)については、当取引所が別に定める抽出基準に従い抽出される顧客の数が一般的に適切と評価される売買審査の体制を勘案し過大であり、かつ、当取引所が別に定める分析に係る項目に従い売買審査を併せ行うこと等により、前号本文の規定により抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して、同程度の審査結果が得られると認められる場合を除き、当該抽出基準を変更することができないものとする。

(3) 前2号により抽出された顧客が行った取引については、当取引所が別に定める分析に係る項目その他の項目のうち必要なものについて売買審査を行うものとする。

(4) 前号に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意の喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。

(5) 第3号に定める売買審査を行った結果、内部者取引のおそれがあると認識した場合には、当取引所が定めるところにより、次のa及びbに掲げる事項を当取引所に遅滞

2 取引参加者は、前項に定める売買審査を行った結果、不公正取引につながるおそれがあると認識した場合には、当該取引を行った顧客に対し注意の喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客に対して注文の受託の停止その他の適切な措置を講じなければならない。

3 取引参加者は、第1項に定める売買審査を行った結果、内部者取引のおそれがあると認識した場合には、当取引所が定めるところにより、次の各号に掲げる事項を当取引所に遅滞なく報告しなければならない。

(1) 当該売買審査の結果

(2) 前項の規定に基づき、顧客に対して注意の喚起を行い、又は注文の受託の停止その他の措置を講じた場合においては、当該注意喚起又は措置の内容

(社内記録の作成及び保存等)

第5条 取引参加者は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、5年間保存するものとする。

(1) 抽出基準の変更理由(前条第1項第1号bに該当するものとして抽出基準を変更した場合に限る。)

(2) 売買管理体制の整備状況が確認できる資料(前条第1項第1号cに該当するものとして抽出基準又は分析に係る項目を変更した場合に限る。)

(3) 前条第1項に規定する売買審査の結果

なく報告しなければならない。

a 売買審査の結果

b 顧客に対して注意の喚起を行い、又は注文の受託の停止その他の措置を講じた場合においては、当該注意喚起又は措置の内容

(新設)

(新設)

(社内記録の作成及び保存等)

第5条 取引参加者は、次に掲げる事項について社内記録を作成し、5年間保存するものとする。

(1) 非対面取引に係る抽出基準を変更した場合における変更理由

(新設)

(2) 前条第3号に規定する売買審査の結果

(不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。) 及び同条第2項の規定に基づき顧客に対して行った措置

2 (略)

付 則

この改正規定は、令和4年4月4日から施行する。

(不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除く。) 及び顧客に対して行った措置

2 (略)